

会 議 録

会議の名称		平成28年度第2回守谷市文化会館運営審議会		
開催日時		平成28年8月31日(水) 開会：午後1時30分　閉会：午後2時30分		
開催場所		守谷市文化会館 会議室		
事務局(担当課)		生活経済部 市民協働推進課 文化会館		
出席者	委員	鈴木会長, 長谷川副会長, 渡辺委員, 山口委員, 松本(実)委員, 中田委員, 松本(時)委員, 小西委員, 喜多委員, 辺見委員, 山崎委員, 坂委員 計12名		
	事務局	会田市長, 鈴木市民協働推進課長, 鈴木人権推進室長, 中村館長, 染谷主任 計 5名		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開 会 2 会長あいさつ 3 市長あいさつ 4 議 題 (1) 報告事項第1号 平成28年度事業経過報告について (2) 協議事項第1号 平成29年度事業内容について (3) 協議事項第2号 大規模改修工事の計画について (4) その他 5 閉 会		
確定年月日		会議録署名		
平成28年9月30日		会 長 鈴 木 康 男		

審 議 経 過

1 開 会

事務局：（議事に入る前に、事務局から委員出席状況などを報告）

本会議の委員総数は14名で本日出席委員数は12名、半数以上の委員が出席しているので、守谷市文化会館運営審議会規則第7条第2項の規定により、本日の会議は成立している旨を報告。

また、「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開とする旨の報告、傍聴者なしを報告。

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

事務局：（議題に入る前に、事務局から協議事項を説明）

開会に先立ちまして、委員の皆様にご協議いただきたい事柄があります。

本日の会議の会議録につきまして、発言者の氏名記載の是非について御協議いただきたいと思っております。それでは会長お願いします。

鈴木会長：ただ今、事務局から説明のありましたとおり、本日の会議録につきまして、発言者の氏名を記載するかどうかを協議したいと思います。御意見のある方はお願いします。

特に問題がなければ、前回の審議会と同様に発言者の氏名を記載することによろしいですか。

委員一同：了承します。

鈴木会長：それでは、本日の会議録については、発言者の確認承諾を得て、氏名を記載することに決定しました。

4 議 題

（1）報告事項第1号 平成28年度事業経過報告について

鈴木会長：それでは、本日の議題（1）「報告事項第1号 平成28年度事業経過報告について」を事務局から説明願います。

事務局：（「報告事項第1号」について説明）

鈴木会長：ただ今の説明に対し、御意見、御質問など、ありましたらお願いします。

特に意見がないようですので、私が質問をします。資料3ページの地域促進事業の中で、（8）備品購入（※印イス・台車）とありますが、どこから、どのくらいの補助がありますか。

事務局：地域交流事業の主な内容は、各種講座事業であります。この講座事業は、県の補助対象となる運営事業費に当たり、補助金は隣保館運営費等補助金要綱に

より、地域交流事業の基準額はおよそ40万円で、その4分の3が限度となります（国負担が4分の2、県負担が4分の1）。また、講座の主な経費は講師謝金であり、基準額に達していないため、そのほかに講座で使用する備品（イス）も補助金要綱上の対象となるので、講座事業の補助金を活用して購入します。

鈴木会長： 分かりました。ほかに意見はありますか。なければ、報告事項第1号を終了とします。

（2）協議事項第1号 平成29年度事業内容について

鈴木会長： 次に、議題（2）「協議事項第1号 平成29年度事業内容について」、事務局から説明願います。

事務局： （「協議事項第1号」について説明）

鈴木会長： ただ今の、事務局からの事業内容について、質疑、意見などがありましたらお願いします。皆さんいかがでしょうか。

平成29年度については、文化会館の施設設備の大規模な改修工事関係以外は、大幅な事業の違いはないとのことですね。

質疑がないようでしたら、承認してよろしいですか。

委員一同： 承認します。

鈴木会長： それでは、承認とします。

（3）協議事項第2号 大規模改修工事の計画について

鈴木会長： 続きまして、「協議事項第2号 大規模改修工事の計画について」、事務局から説明願います。

事務局： （「協議事項第2号」について説明）

鈴木会長： ただ今の事務局からの事業計画について、質疑、意見などがありましたらお願いします。皆さんいかがでしょうか。

松本（時）委員： 補助事業の計画は、実際に実現できそうですか。

事務局： 補助事業の希望申請は、全国の隣保館の設置してある市町村などが対象となります。その数も多いため、確実とは言えません。国・県が事業量を取りまとめ、その内容を審査して、優先順位の高い隣保館に決定します。現時点では、確実に当市文化会館が補助対象施設に選ばれるとは言い切れません。

茨城県担当職員に見通しを尋ねたところ、確実な事は話せないが、最近の実績では、今年度は結城市、以前では五霞町、常総市と、実施年度の重複が一回もなく、過去に事業希望の不採択になった事例はないとのことでした。

ただし、金額の調整がある場合もあります。なお、平成29年度の県内市町村の事業希望状況は、守谷市だけです。

山崎委員： この工事の期間中は、休館は生じないのですか。

事務局： 屋根及び壁の工事は建物外部で、問題ないと考えます。空調機の工事は建物内部となるため、設置業者と調整を行い、できる限り休館は避けて、順番に

工事箇所(部屋)のみ貸出しを止めて、利用者の安全を優先します。

山口委員： 予算は、全部付くとは限りません。実際に、どこを最初に修繕したいのですか。

事務局： 工事は屋根及び壁の防水と空調機ですが、空調機については、全部保守期間が過ぎています。もし、全部の予算が付かない場合は、国・県とのヒヤリング時点で優先順位を付けて、空調機を優先とします。

辺見委員： 資料9ページの事業スケジュールでは、工期中に交付決定(10月)とありますが、交付決定前に工事を始めるのですか。

事務局： 交付決定通知が届くのは、過去の事例を調べると遅く、他の自治体でも、県からの内示が出た段階で、交付決定を待たずに事業に着手しているのが実状です。

山口委員： 内示後に、本当に交付決定がありますか。

事務局： 通常であれば、内示があった事業は交付決定されるものとなっています。

山口委員： 了解しました。

松本(実)： 事務室上の陸屋根は、排水パイプが2か所で、太さも少し細いのではないですか。屋根の面積は192㎡で、2か所に雨水を流すのなら、少しサイズを太くし、曲り角度を見直してはどうですか。

鈴木会長： 専門的な意見がありましたので、是非検討して事業を進めていただきたい。ほかに意見がありましたらお願いします。質疑がないようでしたら、「協議事項第2号 大規模改修工事計画について」を承認してよろしいですか。

委員一同： 承認します。

鈴木会長： それでは、承認とします。

(4) その他

鈴木会長： 続きまして、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 5月の第1回目の運営審議会で、今後事務局が検討するとなった案件「丁合機を文化会館に設置できないか。」ですが、公民館など周辺の設置状況及び購入費用を調査した結果、市内の公共機関では市民活動支援センターのみが設置しており、価格は60万円と高額な機械でした。

実際の利用回数などを考慮すると、現時点では文化会館に設置はしないとの結論となりました。利用者には、周辺の市民活動支援センターに設置してある「丁合機」を活用していただくよう案内をしていきます。

鈴木会長： 以上で、全ての審議を終わりたいと思います。たくさんの御意見をありがとうございました。

事務局： 以上をもちまして、第2回守谷市文化会館運営審議会を閉会とします。

4 閉 会